

# 令和4年度 第1回群馬県内水面漁場管理委員会議事録

1 日 時 令和4年12月20日(火) 午後1時55分から午後3時25分まで

2 場 所 群馬県水産会館 2階会議室

3 出席者

- ・委員 12名 松元会長 吉澤会長代理 佐々木委員 戸部委員 水島委員  
佐々木委員 中島委員 針谷委員 松田委員 赤石委員  
佐藤委員 長阪委員
- ・群馬県 3名 蚕糸園芸課 課長 岸篤志  
次長 前田重幸  
水産試験場 場長 小西浩司
- ・事務局 3名 書記(水産係主任) 肥留川惇、(水産係主任) 渡辺峻  
(水産係主事) 下境裕貴
- ・傍聴者 なし

4 開会

(渡辺書記)

- ・委員12名の出席により、群馬県内水面漁場管理委員会事務規程第7条による成立要件を満たしたため、令和4年度第1回群馬県内水面漁場管理委員会を開催する。

5 あいさつ

- ・群馬県内水面漁場管理委員会 松元会長
- ・群馬県蚕糸園芸課 岸課長

6 議事

(松元会長)

- ・本日の議事録署名人は、中島委員と長阪委員にお願いしたい。
- ・議題1「第五種共同漁業内水面漁場計画について」を事務局から説明願いたい。

(事務局)

- ・資料1にて、第五種共同漁業権内水面漁場計画(案)について説明。

(松元会長)

- ・議題1について、何か質問等あるか。

(吉澤会長代理)

- ・一番大事なことは、現場で漁業協同組合(以下「漁協」とする)と遊漁者間でトラブルが起きないこと。
- ・漁場計画を広く周知してもらい、トラブルが出ないように免許を切り替えることが出来ればよい。
- ・共第4号には八ッ場あがつま湖が追加されているが、同湖をワカサギの釣り場として利用しなくて良いのか。

(事務局)

- ・地元漁協等の関係者と協議を行った結果、特に要望がなかった。
- ・要望がない理由として、現在、八ッ場あがつま湖で運行している水陸両用バスとの調整が難しいこと、ダム湖であることから水位の増減が激しくボート小屋

を作ることが難しいこと、地元漁協だけではワカサギ漁場創設に必要な人員が足りないこと等が挙げられる。

(吉澤会長代理)

- ・ワカサギのドーム船は検討したか。

(事務局)

- ・要望がなかったことから、検討していない。

(吉澤会長代理)

- ・今回の漁場計画（案）では、大塩貯水池を共第5号に統合したとの事だが、理由は何か。

(事務局)

- ・現在、大塩貯水池を管理している漁協は共第5号の免許者でもある。その漁協から、漁場管理の観点から共第5号と共第16号の統合要望があったため、県で検討した。
- ・共第5号と共第16号は同じ地区に存在し、同じ地元漁協が免許者であることから、地元漁協が創意工夫し、当漁場をより発展しやすくするために共第5号と共第16号統合をした方が、総合的な水面利用の促進に繋がると考えた。

(長阪委員)

- ・漁場計画（案）に記載の共第7号及び共第11号に修正が必要な箇所がある（内容に変更無し）。

(事務局)

- ・修正したい。

(松元会長)

- ・他に質問がないようなので、漁場計画について県から諮問を受けたこととする。
- ・本件の答申について、会長が公聴会の開催、及び、第2回群馬県内水面漁場管理委員会にて答申する旨を確認したところ、委員全員異議なく、これを承認可決した。

(松元会長)

- ・最後に「その他」について何かあればお願いしたい。

(事務局)

- ・資料2-1「吾妻川水域におけるイワナ・ヤマメの国の出荷制限解除について」について説明。
- ・資料2-2「三倍体魚等の水産生物の利用について（通知）」について説明。

7 閉会

文章中の（）内は事務局で加筆

## 群馬県内水面漁場管理委員会

会長

委員

委員